

青森県報

第百四十八号

令和二年
四月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の担

当する診療科名の変更の届出

○ 特定行為業務の登録

○ 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出

○ 基本測量の終了

○ 公共測量の実施

公 告

○ 地籍調査の成果の認証

○ 建設業者の許可の取消し

○ 右

○ 右

出先機関

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 土地改良区の役員の就任及び退任

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 右

○ 右

(保健衛生課) …… 一

(高齢福祉
保険課) …… 一

(障害福祉課) …… 二

(監理課) …… 二

(同) …… 二

(農村整備課) …… 二

(中
南
地
域
民
局) …… 三

(同) …… 三

(同) …… 三

(中
南
地
域
民
局) …… 四

(三
八
地
域
民
局) …… 四

(同) …… 四

(同) …… 四

(西
北
地
域
民
局) …… 五

○ 右

同

(上
北
地
域
民
局) …… 五

告 示

示

青森県告示第三百六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	難病指定医	葛西 亜希子	佐々木 真吾	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	弘前大学医学部附属病院	循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科	令和二年四月二十五日
八戸市立市民病院	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目の一	弘前市大字本町五三	名称	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	八戸市立市民病院	産婦人科	二〇二〇年四月二十五日

青森県告示第三百六十三号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	令和二年四月二十二日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三〇〇一 三六一	令和二年四月二十二日	社会福祉法人同伸会	八戸市大久保三丁目一	瑞光園ホームヘルパーサービス	八戸市大久保三丁目一	令和二年四月二十二日	夜間対応型訪問看護

青森県告示第三百六十四号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科名	指定辞退年月日
福田 幾夫	弘前大学医学部附属病院 弘前市大字本町五三	呼吸器外科、心臓血管外科（心臓機能障害）	令和二年六月一日

青森県告示第三百六十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

二 作業期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第三百六十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土地理院

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森県内全域

公 告

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
青 森 市	新 城	山田の一部、天田内の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社サカイ
- 二 代表者の氏名 境康弘
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字八幡館字前田一の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第二〇〇六一六号
- 五 取消年月日 令和二年二月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三栄工務店
- 二 代表者の氏名 海老名栄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堅田三丁目五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第二四七号
- 五 取消年月日 令和二年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年一月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 加藤板金
- 二 氏名 加藤清正
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字油横丁九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第二〇〇一八五号
- 五 取消年月日 令和二年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を令和二年四月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

中南地域県民局長 神 登喜彦

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

三八地域県民局長 堀 義明

区役員の 別	氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	手倉森 齊	一 三戸郡五戸町大字倉石中市字天満二九の	令和 二・四・一就任
〃	福村 清美	〃 〃 〃 字観音堂五の一	〃
〃	川村 哲夫	〃 〃 〃 字下新井田六四の二	〃
〃	勝山 薫	〃 〃 〃 字越掛沢三三の一	〃
〃	川村 文雄	〃 〃 〃 字熊野林後八九の六	〃
〃	小渡 松雄	〃 〃 〃 大字倉石中市字小渡三五	〃
〃	三浦 広治	〃 〃 〃 字二本柳四六の二	〃
〃	山井 俊一	〃 〃 〃 大字倉石石沢字石沢五九の	〃

理事	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
高橋 寛	奥山 弘志	岩沢 由法	前田 茂道	川崎 雅信	福村 清美	川村 哲夫	三浦 広治	和田 正夫	勝山 薫	川村 文雄	手倉森 齊	小渡 松雄	松坂 孝	石ヶ森公雄	岩沢 由法	前田 茂道	時田 宏			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
字古館一の七	字銀杏木一の二〇	字中ノ沢一九の六	字川原町西裏五の六二	大字切谷内字向田二八の四	字観音堂五の一	字下新井田六四の二	字二本柳四六の二	字鍛冶屋窪上ミ一	字越掛沢三三の一	字熊野林後八九の六	大字倉石中市字天満二九の	大字倉石中市字小渡三五	字川原町西裏五の六四	大字倉石石沢字蟹沢三六	字中ノ沢一九の六	字川原町西裏五の六二	字下タノ沢頭六〇の一			
〃	〃	〃	〃	〃	二・三三退任	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を令和二年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

三八地域県民局長 堀 義明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を令和二年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

三八地域県民局長 堀 義 明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を令和二年四月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を令和二年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月二十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円